

商業・宿泊・医療

“東郷セントラル地区”

令和8年3月まで

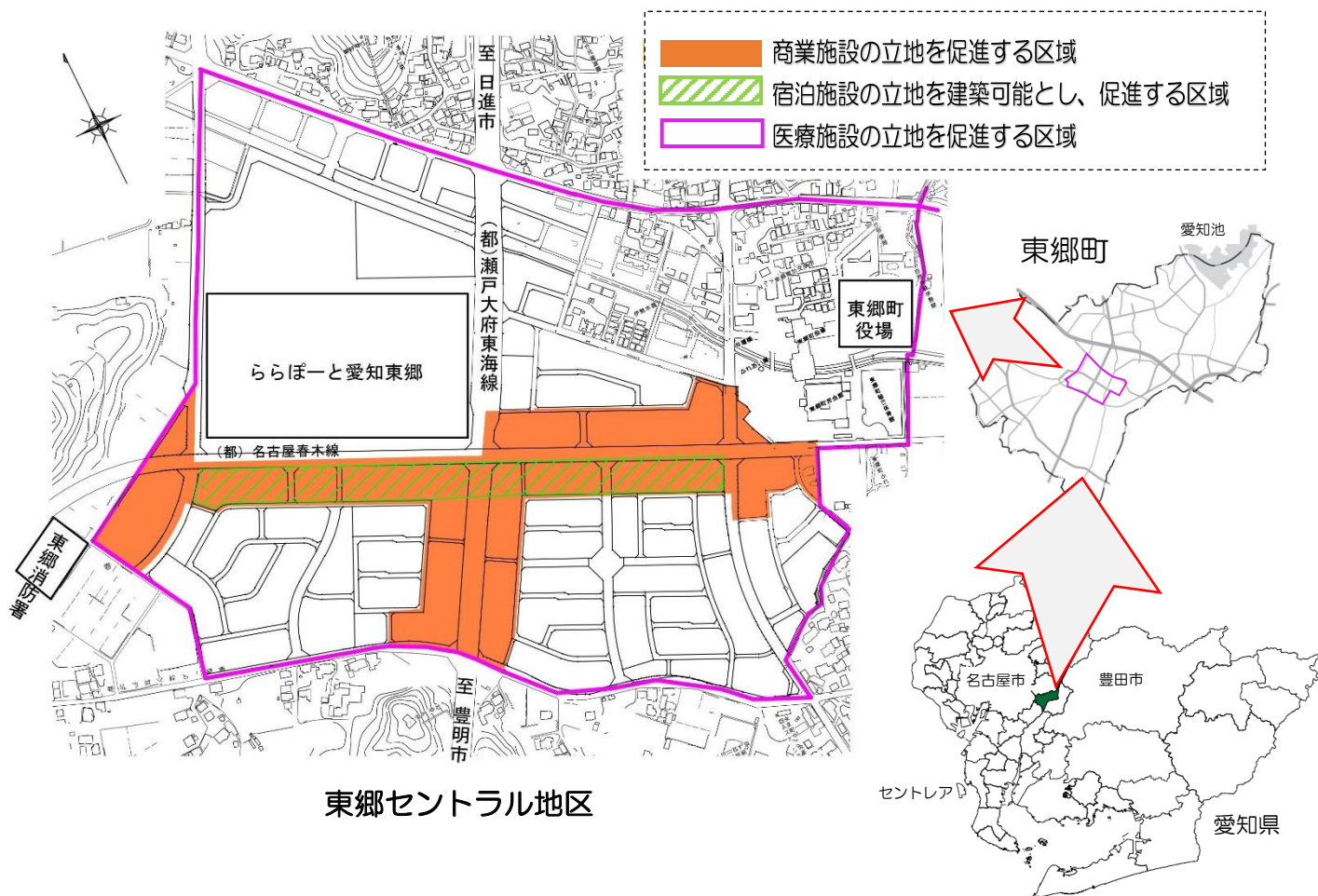
都市拠点への立地を支援

東郷町商業施設等立地促進条例 令和4年12月施行

東郷町は、自動車で名古屋駅まで約45分、豊田市中心部まで約30分、セントレアまで約50分でアクセスできる都市近郊で緑の多いまち。

東郷町の都市拠点「東郷セントラル地区」に立地する商業・宿泊・医療の事業者様を支援します。（詳細は裏面に記載）

商業・宿泊・医療の施設の立地を促進する区域



交付対象者	奨励金の種類	要件	交付内容
商業施設	商業施設等 新設 促進奨励金	投下固定資産総額 1 億円 以上 ※中小企業は 5,000 万円 以上	新設又は増設した商業施設等の土地・家屋の 固定資産税相当額の 50~100% を奨励金として、課税の翌年度から 3年間 交付
	商業施設等 増設 促進奨励金	投下固定資産総額 5,000 万円 以上 ※中小企業は 2,500 万円 以上	
	償却資産 取得奨励金	上記奨励金のいずれかの交付対象者（増設の場合は、他の場所に商業施設等を増設し、かつ既存商業施設等の事業を継続している者に限る）	新設又は増設した商業施設において、取得した償却資産の 固定資産税相当額 を課税の翌年度に交付
	雇用 促進奨励金	事業開始日の 1 年前の日から起算して 2 年の間で、町内に住所を有する者を 1 年以上継続して雇用している。	1 人 15 万円 （上限 150 万円 ）を事業開始日から起算して 2 年を経過した日の属する年度の翌年度に交付
医療施設 【対象】 産婦人科 小児科	商業施設等 新設 促進奨励金	投下固定資産総額 5,000 万円 以上 ※中小企業は 3,000 万円 以上	商業施設に同じ
	商業施設等 増設 促進奨励金	投下固定資産総額 2,500 万円 以上 ※中小企業は 1,500 万円 以上	
	償却資産 取得奨励金	商業施設に同じ	
	雇用 促進奨励金	商業施設に同じ	
宿泊施設	商業施設等 新設 促進奨励金	投下固定資産総額 10 億円 以上 かつ客室数 150 室 以上	商業施設に同じ
	商業施設等 増設 促進奨励金		
	償却資産 取得奨励金	商業施設に同じ	
	雇用 促進奨励金	商業施設に同じ	

※投下固定資産総額とは、事業者が促進地域内において商業施設等の新設等に要した費用（土地、家屋、償却資産の取得費）の合計額をいう。

【お問合せ】

東郷町企画政策部 産業振興課 商工係

TEL : 0561-56-0741

E-Mail : tgo-sangyo@town.aichi-togo.lg.jp